

令和6年度ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業
(ものづくり現場見学・出前授業等) 委託業務処理要領

1 目的

この要領は、委託者が受託者に委託するものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業(ものづくり現場見学・出前授業等) 委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務目的

人口減少や若者の道外流出等による技術者等の不足といった課題を抱える、ものづくり産業(製造業。ただし食品工業を除く。)の人材確保・育成を図るため、高校生等を対象とした出前授業や工場見学及び展示会見学のバスツアーなどを通じて、ものづくりの魅力を伝えるとともに、次世代自動車等への理解を深め、ものづくり企業への関心を高める。

※食品工業：食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業の総称

3 業務内容

(1) 出前授業の実施

ものづくり企業の社員等が講師となり、高校生等にもものづくりの魅力ややりがいを伝える出前授業を実施する。

[参加対象] 新規学卒予定者を除く高校生等

[参加校] 道央圏外から2校を選定する

[講師] 参加校と同一管内又は近隣管内に勤務するものづくり企業の社員又は役員を1校につき1社1名以上、計2社2名以上選定する

[実施内容] 1校につき参加者1クラス又は40人以上、1単位時間以上を目安とする

(2) ものづくり現場見学の実施

高校生・高専生・大学生(以下、「高校生等」という。)がものづくり現場の魅力を体験できる工場見学バスツアーを実施する。

[参加対象] 新規学卒予定者を除く高校生等(教師・保護者を含む)

[参加校] 道央圏外から2校を選定する

[見学先] 参加校と同一管内又は近隣管内から、1校につき1社、計2社以上を選定する

[実施内容] 1校につき参加者1クラス又は40人程度、1社あたり約2時間を目安とする

[留意事項] 各学校において既に計画している工場見学は対象外とする

(3) ものづくり企業展示会見学の実施

高校生等がものづくり企業やその製品・技術力等への理解を深めるため、ものづくり企業が多く参加する展示会の見学を実施する。

[参加対象] 新規学卒予定者を除く高校生等(教師・保護者を含む)

[参加校] 道内から2校を選定する

[見学先] 展示会(道内)

※(1)～(3)については、参加者へのアンケート(理解度・満足度など)を実施すること。

(4) ものづくり企業の魅力PR動画の作成及びPR

道内ものづくり企業に取材を行い、高校生等がものづくり企業を就職先として選択するきっかけとなるような、ものづくり企業の魅力をPRする動画を作成し、高校等におけるキャリア教育等を通じて高校生等に広く視聴されるよう、効果的にPRする。

[動画仕様] 5分以内(1社あたり)の動画を5本作成

[取材企業] 道内ものづくり企業から5社を選定する

[動画内容] 若手社員へのインタビューを必須とする

※例(1社あたり): 会社概要・生産現場の様子、若手社員へのインタビュー

[動画形式] MP4(出力サイズは1920×1080, 30pを基本とする。)

[業務フロー] 受託者が動画を作成 → 道が動画を配信 → 受託者が動画をPR

[留意事項] ・ものづくり企業の選定にあたっては、自動車関連企業を2社程度含めることとし、
また、業種が偏らないよう考慮すること
・インタビュー先の社員については、性別が偏らないよう考慮すること

(5) 事業実施報告書の作成及び成果品の提出

ア 事業実施報告書

上記(1)～(4)の業務に関する報告書(アンケートの結果も含む): 紙媒体1部及び電子媒体1部

※パネルや写真など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※提出期限: 令和7年(2025年)2月28日(金)

イ 成果品

上記(4)により作成した動画: DVD-R等1部

※提出期限: 令和7年(2025年)2月28日(金)

※成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 業務処理計画書について

受託者が、契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

・業務処理計画書(別記第1号様式)

5 実績報告等及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

ア 実績報告書(別記第2号様式)

イ 収支精算書(別記第3号様式)

ウ 成果品 DVD-R等1部

(2) 受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。

ア 概算払請求書(別記第4号様式)

イ 収支計画書(別記第5号様式)

6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

7 再委託の禁止

(1) 委託者は、次のような場合は、再委託を認めないものとする。

ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、
そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

(2) 委託者は、委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるもので

あって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を、受託者から提出させるものとする。

なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者から変更の届出を提出させるものとする。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

(3) 委託者は、準委任に属する契約において再委託の手続きを行う場合には、次の事項を受託者に求めるものとし、委託業務処理要領に、当該事項を明示するものとする。

ア 受託者が再委託の申し出をしようとするときは、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書を徴取し、その写しを前号に定める書面と併せて委託者に提出すること。

イ 受託者が再委託の承諾を得た場合、受託者が再委託する第三者の管理・監督を行うこと。

8 中間検査、随時調査及び報告

委託者は、委託期間中に業務の処理状況等に関する報告及び収支精算書の提出を求めて調査するものとし、また、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

なお、当該報告及び収支精算書の提出の際には、経費の支払いに係る銀行等の振込受取書の写し、振込受付書の写し、インターネットバンキングの画面の写し及び領収書の写し等の支払証拠書類並びに請求書の写し及び契約書の写し等の支払の原因となった書類等を提出すること。

9 委託業務の完了検査等

委託者は、委託業務の処理状況及び経費の執行状況を確認するため、受託者から提出された実績報告書及び収支精算書を公的書類などを用いて速やかに審査するとともに、その他必要に応じ現地調査等を行い、当該委託業務に係る委託料の額を確定して受託者に通知するものとする。

実績報告書及び収支精算書の審査にあつては、銀行等の振込受取書の写し等の支払証拠書類及び請求書の写し、契約書の写し等の支払の原因となった書類等について、併せて確認するものとする。

なお、道の業務に要したことが確認できない経費がある場合は、当該経費を除いた上で委託料の額を確定すること。

10 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。

(2) 受託者は、委託業務に関する帳簿及び書類を備え、当該委託業務に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理すること。